

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

73

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置に係る是正について

提案団体

市貝町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業委員会内の農地利用最適化推進委員の設置を市町村の判断で行えるようにすること。

具体的な支障事例

平成 27 年度の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられた。改正前は 17 人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は 12 人の農業委員と 13 人の農地利用最適化推進委員を設置。農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員の増加および2つの委員を設置したことにより、農業委員が許認可や審議をするにあたり、農地利用最適化推進委員に判断を求めなければ、審議ができない一方、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動の手が回らないため農業委員も従来どおりの現場活動を実施している。このことから、2つの委員の活動内容には大差がなく、農業委員会としては、2つの委員を設置し運用することが負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農地利用最適化推進委員を農業委員に一元化することにより、農業委員会法改正前の農業委員数を確保しやすくなるとともに、農地法等の許認可業務と現場活動を一体的に実施することで、業務の合理化・効率化が担保される。令和5年度から全国の農業委員会で農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画策定時に目標地図の素案策定等に取り組みねばならなくなり、農業委員という一つの委員で運用した方が成果の確保が期待できる。

根拠法令等

農業委員会等に関する法律第 17～25 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高松市、熊本市

〇当市の現状としても、農業委員と農地利用最適化推進委員は、地区調査会単位で活動をお願いしていることから、農業委員会総会に出席する、しないの違いはあるが、それ以外の活動はほぼ同じである。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業委員化している農地利用最適化推進委員の設置については、市町村の判断で行えるようにすること

提案団体

茂木町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業委員化している農地利用最適化推進委員の設置については、市町村の判断で行えるようにすること。

具体的な支障事例

平成 27 年の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員も設置することが義務付けられた。改正前は 18 人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は 10 人の農業委員と 12 人の農地利用最適化推進委員を設置した。しかし、4 名が農地利用最適化推進委員として増員となった以外は、前任として農業委員を務めていた者が、農地利用最適化推進委員に代わっただけであった。改正法の中で、農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員が変わらない中で、2つの委員を設置したことにより、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動に手が回らず、農業委員も従来通り現場活動を実施している現状となっている。許認可に係る現地調査は農地利用最適化推進委員だけでは対応できず、農業委員も加わり2名体制で行っている。農地パトロールも同様の状況である。このように活動内容に差がないにもかかわらず、小さな市町村の農業委員会においては、議決権の有無によって立場に差がつくことが、人間関係の溝を生じ、議事運営などに悪影響を及ぼし、円滑な事務局運営の支障となっている。すでに、農地利用最適化推進委員からは、2つの委員を設置し運用することで立場に差が出てしまったことによる、不満の声がある。この状況は、将来、農業委員や農地利用最適化推進委員の確保を困難にし、担い手不足に拍車をかけるものと危惧している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農地利用最適化推進委員を農業委員とすることにより農業委員会法改正前の農業委員数が確保でき、農地法等の許認可事務と現場活動を一体的に実施できるようになり業務の合理化・効率化が担保される。令和5年度から全国の農業委員会でも農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画策定(目標地図の素案策定等)に取り組むことが位置付けられたが、農業委員という一つの委員で運用した方が成果の確保が期待できる。

根拠法令等

農業委員会等に関する法律第 17～25 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高松市、熊本市

○当市の現状としても、農業委員と農地利用最適化推進委員は、地区調査会単位で活動をお願いしていることから、農業委員会総会に出席する、しないの違いはあるが、それ以外の活動はほぼ同じである。